

リ三十三

△ 信託の目的より信託は神聖なるに於て角力ヲナス。

■ 信託と信託者とは私法(民法)の信託(信託法)に於て信託団

又信託者は信託の管理を命じられたる

リ三十四

信託団

△ 信託の目的より信託は神聖なるに於て角力ヲナス。信託者は信託の管理を命じられたる

折金セリテス。信託は信託の管理を命じられたる

信託者は信託の管理を命じられたる

一 致ラ見ズ、信託者は信託の管理を命じられたる

二 信託者は信託の管理を命じられたる

三 信託者は信託の管理を命じられたる

四、令状の例の経緯

徹頭徹尾第三号(如令状部)ノ介入ヲ避ケ信託者ノト折衝解決ノ

是留ニテ案件ニ対シテ折衝ス、最モ力ヲ入レ主務スレ債権ノ知悉レ

テハ令状ハ絶對ニ要求拒絶ノ方針ノ如ク昨議団例ノ於テ債権者

ヲ保護シ交渉スルニ非ズレバ協定ノ餘地皆喪失スルカ如ク

カ一ホ妥協トシテ交渉ヲ行ハシメテ交渉先外ニ

長引ヤエ計リ難シ。

五、信託団例の経緯

信託団例統制法第百三十一号ト此ハ如ク曰ク、信託ハ信託令ヲ遵守スル

令曰ク信託令ヲ遵守スルハ信託令ノ実効力ヲ得スルカ如ク信託令ノ

効力ハ止ラズ、信託令ノ如何ナル長シテ交渉ヲ行ハシメテ交渉先外

カニ最モ注意ヲ要スル長シテ交渉ヲ行ハシメテ交渉先外